(目的)

第1条 この要綱は、土地及び家屋に係る固定資産税(都市計画税を含む。以下同じ。)のうち地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により還付することができない過誤納金に相当する額(以下「還付不能額」という。)及びこれに係る利息相当額(以下併せて「返還金」という。)を納税者に返還することにより、納税者の不利益を救済し、もって行政に対する信頼の回復を図ることを目的とする。

(根拠規定)

第2条 返還金は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第232条の2の規 定に基づき支出する。

(返還金の支払の対象となる過誤納金)

- 第3条 返還金の支払の対象となる過誤納金は、土地及び家屋に係る固定資産税 に係る過誤納金のうち次に掲げる事由により発生したものとする。
 - (1) 住宅用地等の認定処理の誤り
 - (2) 所有者の認定処理の誤り
 - (3) 家屋滅失処理の誤り
 - (4)前3号に掲げるもののほか、重大な課税上の誤りで、市長が認めるもの (返還金支払対象者)
- 第4条 市長は、還付不能額を生じたときは、納税者に返還金を支払うものとする。
- 2 前項の場合において、相続があったときは相続人に返還金を支払うものとする。この場合において、相続人が複数あるときは相続代表者に返還金を支払うものとする。
- 3 市長は、当該賦課処分の対象となった固定資産の所有者が共有であるときは、 当該納税通知書の送付先の名あて人に返還金を支払うものとする。

(返還金の額等)

- 第5条 返還金の額は、次に掲げる金額の合計額とする。
 - (1) 環付不能額
 - (2) 利息相当額
- 2 前項第1号の還付不能額は、固定資産課税台帳、名寄帳及び賦課収納状況一

覧表等(以下「固定資産課税台帳等」という。)によって算定するものとする。 この場合において、還付不能額の算定の期間は、原則として、現年度を除き1 0年前までの年度分とする。ただし、これを超える年度分について、納税者か ら領収書等の提示があり、これらにより還付不能額を算定することができる場 合においては、当該領収書等によって算定することができる。

3 第1項第2号の利息相当額は、還付不能額が納付された日の翌日から返還金の支出を決定した日までの期間の日数に応じ、当該還付不能額に年5パーセントの割合を乗じて計算した金額とする。

(支出科目)

第6条 返還金については、次の科目から支出する。

「2款 総務費、1項 総務管理費、5目 総務諸費、23節 償還金、利子 及び割引料」

(返還金の通知)

第7条 市長は、返還金を支払うときは、その支払いを受ける者にその金額等を 通知するものとする。

(返還金の支払)

第8条 市長は、前条の規定により通知したときは、速やかに返還金をその支払 を受ける者に支払うものとする。

(返還金の返還)

- 第9条 市長は、偽りその他不正の行為により、返還金の支払を受けた者がある ときは、次に掲げる金額をその者から返還させるものとする。
 - (1) 支払を受けた額に相当する額
 - (2) 支払を受けた日の翌日から返還される日までの期間の日数に応じ、前号の 額に年5パーセントの割合を乗じて計算した利息相当額

(地方税法等の準用)

第10条 還付不能額を算定する場合においては、還付不能額に係る賦課決定すべき年度の地方税法及び登別市税条例(昭和25年条例第26号)の規定を準用し、算定するものとする。

(施行細目の委任)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成8年7月1日から施行し、平成7年度以後において発覚した返還金から適用する。